

市独自

すこやか受給者証はお持ちですか？

市では、中学生から高校生相当の年齢(重度心身障がい者・ひとり親家庭はマル福で対応)までの外来の医療費や、一部の小児の入院・外来の医療費に対し、市独自の医療費制度「すこやか」で助成を行っています。

県内医療機関を受診するときは…

医療機関の窓口で受給者証と健康保険証を提示してください。

県内医療機関に入院するときは…

すこやか受給者証の有効期間欄に【外来のみ有効】と記載がある方は、入院用のマル福(桃色)が必要となります。保険年金課またはさしま窓口センターで交付を受けてください。

ただし、所得の申告を行っていない方や転入され

てすぐの方は、すぐに交付できない場合があります。保険年金課までご連絡ください。

県外医療機関を受診するときは…

受給者証は使えません。受診した月の翌月以降に、次の必要書類等をお持ちのうえ、保険年金課またはさしま窓口センターで払い戻しの申請をしてください。

必要書類等

- 受給者証
- 領収書
- 通帳



すこやか受給者証

受給者数 2593人
(令和3年10月末現在)

問 保険年金課

☎0267(21)2187

坂東市結婚新生活支援補助金

制度が拡充されました

市内で新たに結婚生活を始めるための新居の購入費や家賃、引越費用の一部を助成します。(予算に限りがありますので、お早めにご相談ください。)

どんな世帯(夫婦)が対象なの？

次の全ての条件を満たす世帯(夫婦)です。

- 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出していること
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- 夫婦の年間所得の合計が400万円未満で市税などの滞納がないこと
- 新居が市内にあること
- 他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと

どんな費用が対象なの？

- 1 住居の購入費用(新築または中古住宅の購入費用)
- 2 住居の賃借費用(家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料など)
- 3 新居への引越費用(引越業者または運送業者に支払った費用)

いくら補助を受けられるの？

- 1 ①③を合わせて1世帯あたり **最大30万円**

申請方法は？

企画課までお問合せください。



市ホームページからもご確認いただけます▼



問 企画課

☎0267(21)2181

国民年金 付加保険料を納付しませんか

付加保険制度とは

老後により多くの年金を受けたいと考えている方のための制度です。

毎月の国民年金保険料に、付加保険料を上乘せしめて納付すると、付加年金が老齢基礎年金に上乘せして支給されます。

付加保険料の額は定額

付加保険料の額は1か月400円です。付加保険料を納付できるのは、国民年金の第1号被保険者または任意加入被保険者の方です。

付加保険料の納付手続きなどについては、保険年金課までお問い合わせください。

問 保険年金課

☎0267(21)2187